

原発に関する埼玉県民投票条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、2011年3月11日の東日本大震災を契機に発生した福島第一原子力発電所の未曾有の過酷事故により、原子力発電所（以下「原発」という）周辺だけでなく、原発を立地していない極めて広範な地域にも深刻な被害を与えたことから、同様の事態の可能性を考慮した場合の埼玉県と県民への重大な影響に鑑み、また中長期的エネルギー政策の方向の策定、及び県民の安全・安心の確保に係わって、公正で民主的な手続きを設置することにより、原発に関する県民の意思を明らかにし、もって県政の民主的で健全な運営を図ることを目的とする。

（県民投票）

第2条 原発の是非に関する県民の意思を明らかにするため、県民による投票（以下「県民投票」という）を行う。

2 県民投票は、県民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、県民の意見表明の自由を保障するとともに、県民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

（県民投票の執行）

第3条 県民投票は、埼玉県知事が執行するものとする。

2 埼玉県知事は、県民投票の管理について埼玉県選挙管理委員会と綿密に協議し、これを委任する。

（県民投票の期日）

第4条 県民投票の期日（以下「投票日」という）は、この条例の施行の日から最初の埼玉県知事選挙において同日に実施するものとする。

2 埼玉県知事は、選挙管理委員会が知事選挙の投票日を定めたときは、同時に県民投票の投票日としなければならない。

3 埼玉県知事は、選挙管理委員会が前項の決定をしたとき、投票日の17日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 県民投票における投票の資格を有する者は、投票日において埼玉県内の市区町村の各選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている者とする。

（投票の方法）

第6条 県民投票は秘密投票とし、投票は一人一票とする。

2 県民投票の投票人は、原発に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、原発に反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

5 点字による投票の方法は、知事選挙に準ずるものとする。

（投票所における投票）

第7条 投票人は、投票日に自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、知事選挙に準じて期日前投票を行うことができる。

（投票の効力の決定）

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とする。

（無効投票）

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 何も記載していないもの

（県民投票の広報等）

第10条 選挙管理委員会は、県民投票を実施する際、県民投票広報の発行、県民投票広報広告の掲載、公営掲示板の設置等、県民投票資格者が賛否を判断するのに必要な投票方法に関する広報活動を知事選挙に準じて実施しなければならない。

（県民投票運動及びその規制）

第11条 告示後の県民投票に関する投票運動（投票案件に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為。以下「県民投票運動」という）は、原則禁止する。ただし、知事選挙における各立候補者の選挙運動および政策宣伝等に係わる活動については、これを制限するものではない。

（投票及び開票）

第12条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他県民投票の投票及び開票に関し必要な規定は、知事選挙に準ずるものとする。

（投票結果の告示等）

第13条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を知事及び県議会議長に報告しなければならない。

（投票結果の尊重）

第14条 県民投票において、有効投票総数の過半数以上に達したときは、知事及び県議会は投票結果を尊重し、電力会社、国及び関係機関と協議して、原発に関する県民の意思が正しく反映されるよう努めなければならない。

（規則への委任等）

第15条 この条例に定めるもののほか、県民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 前項の規則は、本条例施行の日から、30日以内に制定しなければならない。

附則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。